

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和4年8月23日 午後 2時54分 開 議

出席委員

| | |
|------|------|
| 委員長 | 櫻井繁行 |
| 副委員長 | 設楽健夫 |
| 委員 | 中根光男 |
| 委員 | 川村成二 |
| 委員 | 小倉博 |

欠席委員

なし

出席説明者

| | |
|--------|------|
| 教育部長 | 坂本重男 |
| 学校教育課長 | 仲澤勤 |

出席書記名

| | |
|-------|------|
| 議会事務局 | 柏崎博子 |
|-------|------|

議 事 日 程

令和4年8月23日（火曜日）午後 2時54分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 小中義務教育学校スクールバスの指定停留所以外での降車事案について
 - (2) その他
3. 閉 会

開 議 午後 2時54分

○櫻井繁行委員長

改めまして、こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局、柏崎係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 小中義務教育学校スクールバスの指定停留所以外での降車事案についてを議題といたします。

委員各位、執行部に申し上げます。

本委員会におきましては、法令を遵守し、特に個人情報に配慮した上で発言をしていただくことを求めます。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

本日は、全員協議会終了後、引き続き、文教厚生委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

8月2日の全員協議会で説明をさせていただきました、小中義務教育学校スクールバスの指定停留所以外での降車事案について、要望書に対する報告書の案に併せまして、スクールバス運行マニュアル等を整理いたしましたので、ご説明をさせていただくものでございます。

内容につきましては、学校教育課、仲澤課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時56分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時56分]

それでは、説明を求めます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

小中義務教育学校スクールバスの指定停留所以外での降車事案について説明をさせていただきます。
資料1番目、要望書についてお願いします。

8月2日の全員協議会におきまして、提出を求められておりました、令和4年7月25日に、当該、児童保護者から提出されました要望書でございます。要望内容については、1番から4番まで4点でございます。

1点目が事実の調査として、保護者からの電話連絡後の教職員の動き及び保護者に回答している電話や連絡帳の内容を校長が承知しているのかという点、2点目が今回の事案発生の原因究明、3点目が再発防止策の策定、4点目が保護者への説明となっております。

続きまして、スクールバスの運行マニュアルについて説明をさせていただきます。

これまで、スクールバスの運行のマニュアルは、バス会社がスクールバスの運行業務委託仕様書に基づき、緊急時の対応について作成し、教育委員会に提出されたもので、これまで運用していたという状況でございました。これを今回、市内統一したものを教育委員会で作成いたしまして、学校及びバス会社等から意見を聴取いたしまして取りまとめたものがこの案でございます。

初めに、運行マニュアルは、スクールバスによる児童生徒の安全・安心な登下校を実施するとともに、運行中のトラブル発生時には迅速、適切に対応対処するため、法令に定めるもののほか、必要事項を定めたものでございます。

1番の点検といたしまして、日常点検・法定点検などの規定がございます。

2番の運行につきましては、基本的な乗降時や走行時の対応について規定をしております。この中の、4、その他の項目の1番下にあるのが、特に乗降時に関しまして、かすみがうら市スクールバス乗降等の確認手順というのを新たに定めまして、対応することといたしました。詳細については、この後説明させていただきます。

続いて、3番が緊急時の対応でございます。緊急時に備えた連絡体制の構築及び連絡等について、緊急連絡網を整備し、5ページに示す緊急事態発生時の連絡フロー、こういったものを作成して対応するものとなっております。また、3につきましては、緊急時の個別の対応を詳細に規定している内容となっております。

続いて、2の乗降等確認手順の児童用でございます。

先ほどの運行マニュアルの中で、これまで不明確であった児童生徒の乗降時の確認、こちらの手順を作成し、市内統一で対応できるようにしたものでございます。

具体的には、1番の学校の対応として、登下校時の乗降確認をするため、あらかじめルート別に乗降場所の単位で、学年・クラス・氏名等を明記したものを日ごとに名簿の作成をして、チェックできるような体制といたしたものでございます。こちらのチェックリストを運転手に手渡して、降車を確認していただくというような内容となっております。

また、次、3番の乗降確認の生徒用でございますが、こちらは中学生のための手順書で、小学生とは違い、発達段階が進んでおりますので、現在の実施状況に合わせまして、乗車時に必要な事項を先生がチェックするのではなく、生徒自身が記入し対応するなど、児童用を簡素化したものでございます。バスの運転手が乗降の人数を確認するなど、さらには乗り過ぎしの対応などは児童と同じような対応策となっております。

説明は以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
ご質問等は、ございませんか。

○設楽健夫副委員長

今回の説明書もありますけれども、新旧対照表をつくっていただけますか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

運行マニュアルの新旧対照表ということによろしいでしょうか。

○設楽健夫副委員長

それだけではなく、学校の対応、学校の管理体制を含めて、変わった点があれば新旧対照表をつくっていただきたい。

どういうことかという、今まで、この確認手順だとか、マニュアルができていますけれども、今までは、どういうものでやっていたのか。

要望書の中にもスクールバス利用の決まりとか、あと、バスを利用しない日の連絡についてとか、スクールバスの運行基準がありますよね。

今までは何によって管理されていたのか、運行基準はどういうものであったのか、今回はどういうふうに整理したのか、教えてください。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

マニュアルの新旧対照表ということですが、そうしますと、今回、統一でつくったということは、今までは、学校ごとにまちまちだったということなので、学校ごとに全ての新旧対照表を作成するようにというご指示でしょうか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時12分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時21分]

改めて答弁を求めます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

新旧対照表の提出ということでございますが、今回のマニュアルと当日の対応状況をマニュアルに沿って行っていた内容との差というものを示して新旧対照表としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○設楽健夫副委員長

はい、結構です。

それで、先ほどの報告の中で、バス会社から提示された運行表というか、運行手順表、そのことによって運営していたというようなことを説明していただきましたよね。もう少し説明してもらえますか。

○櫻井繁行委員長

まずは、対照表はそういったことで、提出はよろしいですか。

○設楽健夫副委員長

それは結構です。

○櫻井繁行委員長

では、その次の質問で、答弁を求めます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

バス会社から提出されたマニュアルということでございますが、そちらにつきましては、先ほど説明の中でも申し上げましたが、仕様書の中で緊急時の対応マニュアルというものを提出してくださいとい

うことで提出されたもの、それに対して、学校側と教育委員会が確認して、そういうもので対応していたというような内容です。

○設楽健夫副委員長

そのバス会社が提示していたものを提出してください。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

バス会社から提示されたものについて提出したいと思います。

○設楽健夫副委員長

その中で、今まで使っていた「スクールバスのきまり」とか、出していた、多少そういうものも出てくるんでしょうけれども、「スクールバスのきまり」とか、あるいは、バスを利用しない日の連絡方法についてという、父兄に配っていたものでしょう、とか、あと、スクールバス運行規則、これはどこがつくったものですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

こちらの要望書についている資料でございますが、こちらは当該学校で作成したものでございます。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時24分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時25分]

○学校教育課長（仲澤 勤君）

訂正させていただきます。

要望書に添付されている添付資料の3、「スクールバス利用のきまり」というのは、当該学校で作成したもので、残りのバスを利用しない日の連絡について及び運行基準につきましては、教育委員会で作成したものでございます。

○設楽健夫副委員長

具体的な運行マニュアルの5ページ。

ここで、連絡順についてということで、特別なことが起きた場合に、子どもの健康だとか命に関わるいろんなことが起きた場合に、下のほうに、「運行管理者は連絡を受けた内容について速やかに学校へ連絡し、連携して対応を行う」という項目があります。これは、何か事が起きたときに、運転手は直接学校には連絡できないのですか。

これを見ると、バスの運転手が連絡できるようになっているから。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時27分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時28分]

答弁を求めます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

マニュアルの3ページでございます。

3) ①の中、3段目、「必要に応じて消防や警察へ連絡するとともに、学校へ連絡すること」ということで、こちら、緊急時、児童生徒の体調の急変や不適切な行動、こういうものがあつた場合には学校へ連絡できるということで、先ほどのフローの中には載せていませんでしたが、このマニュアルの中ではそういった対応もできるということで定めています。

○設楽健夫副委員長

このフロー図は、父兄にも渡るのでしょうから、そういうふうに記載されているとすれば、このフロー図の下に「運行管理者は」というふうにありますけれども、その文面に切り替えたほうがいいのではないですか。運転手は病院だとか警察だとかに、事故とか急病人、あるいはこういう特別なトラブル、ミス、そのときには、運転手は学校に連絡するって書いてあるんだから。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

今、委員さんから言われたとおり、特別な事案があつて、緊急に差し迫ったような事態も想定されることですから、この中に併記いたしまして、そういった場合は学校に直接できるというようなことを書かせていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

図と文言がリンクするようにするということですよ。お願いいたします。

○設楽健夫副委員長

これは、父兄が分かるということが大事です。

あとは、この緊急フローは、こういうふうに書いてありますけれども、学校に迎えに来てもらうという作業が発生するんですよ。もし降り忘れた、その場所で降りなかった場合には、運転手は学校に子どもを連れてくるっていうふうになると、学校に迎えに来てもらうということになるんですね。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

はい、乗り過ごし等の事案が発生した場合は、今後は学校へ父兄が迎えに来るという形となります。

○設楽健夫副委員長

その辺も分かるように、このフロー図の中にどれだけ書けるか分かりませんが。父兄に対して、ここまで書いてある、保護者に連絡というふうに書いてあるわけです。その時に、学校に迎えに来てもらうなら、学校に迎えに来てもらうという、そういう案内も検討してもらえますか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

この統一のマニュアルの中に、そこまでの記載が必要かどうかというのは、内部で検討させていただいて、必要があれば記載したいと思います。よろしくお願いします。

○設楽健夫副委員長

今までの経過の中で、教育委員会に連絡は行ったんですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

当該学校から教育委員会に連絡があつたのは、その日が金曜日の夕方だったので、週明け、月曜日の朝、教育委員会のほうに連絡が入りました。

○設楽健夫副委員長

なぜ、教育長へ連絡していないのですか。

○教育部長（坂本重男君）

今回の事案につきましては、7月1日に発生いたしまして、先ほど課長のほうからありましたが、7月4日に学校のほうから連絡が入ったというような内容となっております。

その事案につきましては、スクールバスの乗り過ごしというようなことで、電話を受けた担当のほうで、スクールバスの担当部署のほうで電話を受けておまして、学校との4日と5日のやり取りで、保護者の方にも学校から謝罪して了解をいただいたというような認識がございました。

あと、そのスクールバスの乗り過ごした事案に対する、今後、指定停留所以外で降車をさせないということと、あと、そういった場合は学校のほうに、運転手なり運行会社から連絡するというような対応

を図ったということで了解をいただいたというような認識になってしまっておりまして、本来学校での事案については、教育指導室、指導主事が配置されている部署で対応するというのが通常なんです、この案件については、内部での情報共有がうまくいっていなかった部分があったものということで、大変反省しているところでございます。

そういったことで、スクールバスの運行について、ある程度、改善が図られたというような認識がありまして、7月7日に学校教育課長からバスの運行会社のほうに、書面で改善策等も対応したというようなことで、教育委員会内部での認識も甘かったものと反省しているところでございます。

今後は、教育長へ、そういった事案については報告をするような体制を整備させていただいて、対応させていただくようにしてまいります。よろしく願いいたします。

○設楽健夫副委員長

教育部長が知ったのはいつですか。

○教育部長（坂本重男君）

当日、4日の朝に保護者の方から学校教育担当のほうの職員に連絡がありまして、それで、改善策等の連絡を午後にさせていただいたというような。部屋が同室なものですから、そういった事案が発生しているというようなことは、私も電話の対応で認識はいたしておりまして、その後、7月4日の夕刻に、学校の教頭から保護者に謝罪なり説明をさせていただいて、了解をいただいていたというようなことも耳にいたしまして、事案については、対応ができたものというように、私も認識してしまったところが大変甘い認識だったというように考えておるところでございます。

今後は、そういったことについては、教育委員会の各担当部署と連絡調整を密にさせていただいて、教育長のほうへ報告をするように心掛けてまいりたいと思っております。申し訳ありません。

○設楽健夫副委員長

実際のマニュアルが、ばらばらであったとか、あるいは整理されていないということで、今こういうふうに出てきていますけれども、今後の対応ということで出てきているわけです。7月25日に要望書が出てきますよね。新聞にも報道されています。そこから全てが始まったのですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

答弁は端的にお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

具体的には、7月7日で、学校教育課からバス会社に通知したところで、一旦教育委員会としては処理が済んでいるものというような対応でございまして、25日に要望書を提出していただいて、あと、こういったマニュアル等の改善には着手しております。

○設楽健夫副委員長

新しい教育長の体制になると思えますけれども、やはり、子どもの命に関わる、あるいは時間的に1時間弱行方不明になった、その前には、誘拐事件かなんかの通知も出ていますよね。びりびりしているところでそういう事案があったときに、教育長に事態を把握してもらうということは非常に重要なことだと思うんです。その対応は大きく変わった可能性もある。そういう意味では、大山教育長も今は新しい教育長に変わっていますが、その辺は徹底して教育長に、こういう子どもの安全、命に関わる問題、行方不明とか、そういう問題については、起承転結をきちっとやはり報告していかないと、教育長としても責任の取りようがなくなりますから、よろしく願いします。

○教育部長（坂本重男君）

学校からの事案の報告につきましては、これまで県の様式はございましたが、市独自の様式等は、その都度、口頭で報告を受けて、指導主事のほうで報告書というような形で作成しておりましたが、これを新たに市独自の様式で、学校のほうから様式を定めて整理したものを、教育長のほうに回すというような対応を新たにさせていただくようにいたします。

○設楽健夫副委員長

最後になりますけれども、老婆心ながら、各学校の危機管理マニュアルというのができていますよね。その内容の確認も、この際ですから行っていただきたい。

○教育部長（坂本重男君）

各学校での危機管理マニュアルにつきましては、全て国等の規定に基づいて各学校で作成をしております。改めて内容等は確認します。

○川村成二委員

今回の事案は、児童の乗り過ごしを防げなかったということが大きなポイントだと思うんです。その乗りごしを防ぐ方策として、乗降時の確認の名簿をつくってチェックするという答弁が大きい改善策だと思うんですけれども、その取り扱いについて、運行マニュアルに掲載するのかと思って見ていたら、運行マニュアルにはそのチェックリストの確認は掲載されていなくて、別紙、かすみがうら市スクールバス情報確認手順の児童のほうに掲載されているんです。なぜこれを運行マニュアルの中にきちんと入れないのですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

運行マニュアルに入れなかった理由ということでございますが、そのマニュアルがまず一つ厚くなるというか、煩雑になるということで、マニュアルは基本的な部分だけを記載したいと考えて、乗降確認の手順につきましては、今後その変更があるかも知れない様式とかのことも考えておりますので、そういったときに対応できるように、あえて別出しにして、対応しやすい形を検討してまいりました。

○川村成二委員

今、答弁ありましたけれども、そのマニュアルの作り方について議論はされたのですか。課長が言われたような意見が出て、このマニュアルになったのですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

初めに素案をつくったのは教育委員会の内部で、その段階におきまして、マニュアルと一緒にという案もあったわけなんですけど、その中で、やはり別のほうが扱いやすいのではないかとということで議論をいたしまして、学校、バス会社、教育委員会等にも説明をしまして、こういった形になっています。

○川村成二委員

別のほうが扱いやすいじゃなくて、別にしなければならない理由があるからじゃないんですか。扱いやすいだけで分けるものじゃないと思います。というのは、これを見る限り、チェックリストは中学校の生徒はチェックリストをチェックしないいんでしょう。バス乗降確認手順の中にはないです。中学校と児童、小学生と対応が違っているいんでしょう。それをあたかも一緒のように、チェックリストをつくって運転手に確認させますというような説明を今までしてきているわけですよ。それはおかしくないですか。そういうふうな扱いが違うので、スクールバスの状況確認手順を別にしなければいけなかったということじゃないですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

実際に、今回マニュアルを作成するに当たって学校から聞き取りをしたときに、学校での対応というのを小学校、中学校、別々に聞いたときに、やっている内容にかなり差があったということで、実際に

はこういった形の2通りの手順書ができたというのは、結果としてはこういう内容です。

○川村成二委員

いや、2通りにしなきゃいけない理由が、中学校と小学校で対応が違うからでしょうっていうことです。課長は、それを理解していないのですか。中学校は目視確認する。座席を目視確認する。全然チェックリストの一言も入っていないですよ。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時46分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時06分]

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、運行マニュアル及び手順書等について、一部文言の確認漏れがあるということなので、その辺、再度精査いたしまして、確認して決定稿といたしたいと思います。

また、学校、教育委員会、そしてバス運行会社の3者で、スクールバスの会議等が、今後、持てるように検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○設楽健夫副委員長

私もびっくりしていること。霞ヶ浦中学校で、例えばイノシシが出たと、自転車で転んで子どもが立ち往生していると、あるいはパンクをしたと。そういうときには、軽トラックで学校の先生がすっ飛んでいくんですよ。義務教育学校には軽トラックはないのですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

千代田義務教育学校に軽トラックはございます。

○設楽健夫副委員長

そうすると、学校の危機管理というところで、先生が現場に急行するというのは、やはり危機管理の基本だから、そういう点はやはり徹底してもらいたいなというふうに思います。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

登下校時の対応については、一部働き方改革の中で答申も出ておりますので、そういった内容を勘案いたしまして、対応していきたいと思います。

暫時休憩、お願いいたします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時08分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時08分]

改めて答弁を求めます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

緊急事態におきましては、そういった対応がとれるように、学校等や教育委員会のほうで対応してまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

その他で、なにかございますか。

○中根光男委員

上佐谷小学校の地元、それから志筑小学校の地元の方から、廃校になった学校の管理、非常に荒廃がかっているような状況になりつつあるんです。草が大分繁茂してきまして。定期的なシルバー人材の業務委託とか、そういうのは考えているかどうかということを確認していただきたいということで、昨日そういう連絡が入ったものですから、その辺どういう対応しているのか。対応する課は別になるのでしょうか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

廃校学校の管理状況でございますが、現在、千代田地区の学校については、学校教育課で管理をしているような状況でございます。その中で、草刈り等につきましては、予算等の関係がありまして、何回かの委託金額等は持っているわけなんです、その時期によって大変伸びてしまう時期があるかと思えます。今後、その状況を確認しながら、適宜対応してまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひします。

○川村成二委員

学校等における新型コロナウイルスの感染について、何か状況を把握されていることがあったらお聞きしたいのですが。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

現在、学校は夏休み中ということで、子どもたちが登校していないわけでございますが、その中で、学校によっては児童クラブ等を利用している子どもたちがいるということで、その児童クラブを子ども家庭課のほうで所管しているわけですが、そこでの発生状況を教育委員会のほうに報告がございます。こちら子ども家庭課からの報告を受けまして、そういったものを県等にも伝えているというような状況でございます。

○川村成二委員

そうすると、今の状況からすると、2学期が始まる段階で、学級閉鎖、学年閉鎖等になるような状況はないという認識でよろしいでしょうか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時12分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時12分]

それでは答弁を求めます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

感染状況については、学校等からの連絡等、あと、先ほどの子ども家庭課からの学童の利用状況等から把握しているというような状況でございます。

現在のところ、2学期スタートからの学級閉鎖というのは、今のところはないのかなと思われまので、今後ともその状況を情報収集いたしまして、対応に当たるようにしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、その他を終結いたします。

これで、執行部の方には、退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 4時13分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時14分]

以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ないようですので、以上で本日の文教厚生委員会を散会いたします。

御苦勞様でした。

散 会 午後 4時14分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 櫻 井 繁 行